

(仮称) 犬山市教育委員会基本条例策定の趣旨について

(背景)

- 新教育委員会制度がスタートし、総合教育会議の設置が位置づけられたことにより、教育施策について首長と教育委員会とのより一層の連携強化が必要になっている。
- 教育には、政治的中立性、継続性、安定性の確保が求められるため、教育委員会の有り様を明確にしたり、首長と教育委員会の関係を整理したりする必要がある。

(趣旨)

- 教育委員会の運営にあたっての基本的なルールを明文化する。
- 教育の重要性を鑑み、議会の議決を経て条例化する。
- 教育施策の方向性を決める意思決定機関である教育委員会の機能をより高めるため、指針となる基本的な事項を定めた条例を制定する。
- 情報公開、情報共有、市民等との意見交換、積極的な課題抽出や検証、討議の促進による教育委員会としての政策形成能力の向上など、教育委員会の果たす役割や責任、運営等に関する基本的な事項を明確にした条例とする。